特別保護地区

1. 富士山南鳥獣保護区特別保護地区

静岡県富士市、富士宮市所在の国有林静岡森林管理署46林班から57林班まで、74林班から86林班まで、122林班から130林班まで、134林班、135林班、172林班から174林班まで、176林班、201林班及び同県裾野市、御殿場市、駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署483林班、484林班、499林班、500林班の区域。

2. 愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区

位牌岳を起点として同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って西北西に進み鋸岳を経て呼子岳に至り、さらに北に進み越前岳に至り、同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って北北西に進み裾野市国有林453林班界に至り、同地点から国有林453林班界に沿って東南東に進み、453及び452林班界に至り、同地点から453及び452林班界に沿って南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3. 千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区

千頭水窪鳥獣保護区のうち、国有林天竜森林管理署中716及び717の各林班、718林班い小班、719林班ほ小班、723林班、725林班へ小班及びイからハの各小班並びに静岡森林管理署中731から733まで、764から766までの各林班の区域と静岡森林管理署中千頭山を起点として、同所から尾根沿いに北西に進み、大井川源流部原生自然環境保全地域との境界線に至り、同所から同境界線に沿って東に進み百俣沢の山頂部から南西に延びる尾根との交点に至り、同所から777林班と780林班、777林班と779林班、778林班と779林班、778林班と768林班、769林班と768林班及び769林班と767林班の各林班界を南西及び北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の区域。

4. 県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区

県立森林公園鳥獣保護区のうち林道尾野線とかえでの道との交点を起点として、かえでの道を南西進し、うぐいす谷広場に至り、同地点から同広場の西沿いの道を南西進し、水辺の散歩道に至り、同地点から同散歩道を南進し、西の谷奥池の南西隅に至り、同地点から西進して三方原用水をこえ、西の谷線に至り、同地点から同線を北西進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を北進し、林道尾野線に至り、同地点から同線を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

鳥獣保護区

1. 下田鳥獣保護区

国道135号線と県道須崎柿崎線の交点大字柿崎小字間戸浜63番の23地先を起点として、国道135号線に沿って東に1.5km進み、大字柿崎小字向山1,124番の3地先に至る線以南の須崎半島全域。

2. 雲友会周辺鳥獣保護区

賀茂郡東伊豆町大字大川字本野、石神コグリヒンカ、石神藤久保、石神大詰りの一円の区域。

3. 姫の沢鳥獣保護区

主要地方道熱海箱根峠線の熱海市と函南町境界との交点を起点とし、同地点から市町界に沿って北東に進み市道日金熱海峠線交点に至り、同地点から同市道を北東に進み峠の広場入口に至り、同地点から市道日金参道線を東進し市道岩下日金線との交点に至り、同市道を東進し岩戸山南下にてハイキングコースとの交点に至り、同地点からハイキングコースを北東に130m進んだ地点で右折し更に東南に進み市道引地七尾線との交点に至り、同地点から南進し、四叉路の山側電柱（七尾3−2）脇を右折し、同地点から来宮神社裏道を西進し七尾調圧槽に至り、同地点より市道上寺山線終点に至り、同地点から南進し丹那管路トンネル入口に至り、同地点から丹那管路トンネルを経て熱海ゴルフクラブ所有地に接する道路に至り、同地点から同道路に沿って南西に進み市道姫の沢公園熱海ゴルフ場線に至り、同地点から同市道を西に進み県道熱海箱根峠線との交点に至り、同地点から県道に沿って更に北西に進み、熱海市エコプラントを経て市道笹尻峠線の交点に至り、同地点から北西に進み、函南町境界に至り、市町界を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

4. 梨本鳥獣保護区

河津川の支流沼の川の賀茂郡河津町梨本字滝沢と字萩乗境界線を起点として、同川に沿って西北に進み、国有地と民有地境の谷川に至り、同谷川を更に南西に進み、猫多峠に至り、同地点より国有地と大鍋字猿沢の境界である谷川を下り、大鍋字丸山と大鍋字光増界に至り、同境界より大鍋字光増と大鍋字丸山、字餡峰の境界をなす尾根を北東に進み、大鍋、梨本境界に至り、更に同境界を右折し、梨本字日向立縞と梨本字日影立縞との境界に至り、同地点より同字界である谷川を下り、字滝沢と字惣ヶ平境に至り、同地点を西進し、字惣ヶ平1,153番地を経て字惣ヶ平、字滝沢境界に沿って北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

5. 南アルプス鳥獣保護区

二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤を起点とし、二軒小屋から千枚岳に至る登山道に入り途中マンノー沢の頭を通過し千枚岳（標高2,879m）を経て、東岳、荒川岳を西進し前岳に到達し、これより長野県境線に沿って北西に進み井戸沢ノ頭（標高2,553m）に至り、これより県境線に沿って北上し、板屋岳、大日影山、小河内岳を経て塩見岳、北荒川岳、安倍荒倉岳を通過し三峰岳（長野県、静岡県、山梨県）の交点に至り、これを東進し山梨県と静岡県の県境に沿って間ノ岳に至り、県境線に沿って南進し農鳥岳を経て広河内岳を通過し、大籠岳、笹山、白剣山を経て林班952の南境線に至る。同南境線に沿って二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤（起点）に至る一円の地域。

6. 愛鷹山鳥獣保護区

東名高速道路と青野（1）橋との交点を起点として、同地点から市道1179号線に沿って北進し、愛鷹林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って西進し、401林班と民有地との境界の交点に至り、同地点から401林班境に沿って北進し、富士市行政境との交点に至り、同地点から同行政境に沿って北東進し、長泉町と富士市行政境との交点に至り、同地点から富士市と裾野市との行政境に沿って北西進し、位牌岳に至り、同地点から453林班境に沿って北西進し、453林班の北西端に至り、同地点から453林班境に沿って南東進し、452林班境との交点に至り、同地点から452林班境に沿って北東進し31境界点に至り、同地点から同点と62境界点を結ぶ直線に沿って南東進し、62境界点との交点に至り、同地点から452林班境に沿って東進し、南進し、451林班境との交点に至り、同地点から452林班境に沿って東進し、南進し、451林班境との交点に至り、同地点から451林班境に沿って南東進し445林班との交点に至り、同地点から445林班と民有地との境界に沿って南東進し、更に446林班、444林班、443林班と民有地との境に沿って進み、439林班との交点に至り、同地点から439林班と民有地との境界に沿って南進し、北西進し、池の平林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って西進し、438林班との交点に至り、同地点から438林班と民有地との境界に沿って南西進し、沼津市行政界との交点に至り、同地点から同行政界に沿って南進し、東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

7. 香貫山鳥獣保護区

香貫山、徳倉山の全山と鷲頭山のうち、沼津市大平字戸ヶ谷から鷲頭山頂上に至る登山道を登り、鷲頭山頂に至り、更に鷲頭山頂から大平山頂を結ぶハイキングコースを経て伊豆の国市との境を南進し、狩野川放水路隧道上に至り、更に放水路口に至る線より西側一円の区域。

8. 箱根鳥獣保護区

国道1号の接待茶屋跡を起点とし、静岡県と神奈川県の境界線を基線とし、静岡県側に1,000メートルの間隔をもって平行線上を北西に進み牧道1号線（三島牧野道）を経て裾野市境から県道仙石原新田線を経て御殿場市界に至る。同地点をさらに北に進みベルビュー長尾ゴルフ倶楽部を経て二子山国有林（御殿場市）（沼津事業区）577林班界に至る。同林班界を西に進み578林・577林班界に至り、同林界を北に進み578林・577林班及び582林班界に至る。同林班界に沿って東北に進み県道御殿場箱根線との交点に至る。同地点から県道に沿って北西に進み林道二子山第11号線（573林・574林及び580林・579林班）との交点に至る。同地点から573林・574林班界を東に進み572林・575林班及び571林班界を経て神奈川県境に至る。同地点から県境に沿って南進し、長尾峠を経て国道1号（箱根峠）との交点に至る。同地点から県境を南東に進み無線中継所に至る。同地点から接待茶屋跡を見通す線に沿って西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

9. 東海自然歩道北遠鳥獣保護区

浜松市北区引佐町鳶ノ巣山を起点として、同所から愛知県境を東進し愛知県、旧佐久間町及び旧天竜市との境界線に至り、同所から旧佐久間町と旧天竜市との境界線を東進し坂野峠に至り、同所から市道坂野線を東進し林道ヤシロ沢線を経て県道天竜東栄線に至り、同所から同線を北東に進み大地野隧道入口に至り、同所から林道トトン沢線を東進及び北進し林道蕃木線に至り、同所から同線を東進し、旧竜山村との境界線に至り、同所から同線に沿って東進し、春野に至り、同所から稜路に沿って南西に進み春野下地先に至り、同所から県道横山熊線を西進し、市道峯熊平線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道熊小松天竜川停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道峯神沢線を経て旧引佐町境に至り、同所から市道西平川宇連線を西進し市道川宇連岡保線、県道渋川鳳来線を経て愛知県境に至り、同所から同県境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

10. 田貫湖鳥獣保護区

富士宮市市道田貫湖周遊線と旧花鳥山脈南側の境界柵との分岐点佐折字狂人633番地の5を起点とし、同所より旧花鳥山脈の境界柵に沿って西方に進み、林道内野佐折線と西沢との交点に至り、同所より同林道に沿って西北に進み、同林道と旧花鳥山脈西側の境界柵との分岐点に至り、同所より同境界柵に沿って北方に進み同柵の延長の方向に更に進み田貫湖線に至り、同所より同線に沿って東に進み、猪之頭字上玉2,930番地の1にて田貫湖線と田貫湖周遊線とを結ぶ道路に沿って南下し、田貫湖周遊線に至り、同所より同線に沿って南下し、起点に至る線により囲まれた一円の区域。

11. 川奈鳥獣保護区

国道135号と市道石神線との交点を起点として、同地点から同国道に沿って南進し市道小室山線との交点に至り、同地点から同市道を南進し市道下木落・長畑線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、市道長畑・上ノ川線に至り、同地点から同市道に沿って南進し、国道135号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東進し市道三の原線との交点に至り、同地点から同市道を南東進し、市道吉田・ホテル線との交点に至り、同地点から同市道を東進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を南進し赤入道川との交点に至り、同地点から赤入道川に沿って東進し川奈ゴルフ場海岸線に至り、同地点から川奈ゴルフ場海岸線を北進し川奈崎燈台に至り、同地点からゴルフ場界、続けて市道小浦台・向上線を南西進し、市道小浦台・大小浦線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を北西進し市道川奈線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道石神線との交点に至り、同地点から同市道を西進し起点に至る一円の区域。

12. 伊東市大室高原鳥獣保護区

国道135号と県道遠笠山富戸線との交点を起点として、同地点から同県道に沿って南西進し県道池東松原線との交点に至り、同地点から同線を北進しイトーピアを経てさくら通りに至り、同地点からさくら通りを北進し市道十足通線に至り、同地点から同市道を北進し大池小学校野鳥愛護林西端との交点に至り、同地点から同愛護林の外周に沿って南進、さらに東進し同愛護林東端と市道荻・一碧湖・梅の木平線との交点に至り、同地点から同市道を東進し国道135号との交点に至り、同地点から同国道を南進し、起点に至る一円の区域。

13. 富士市境塚鳥獣保護区

国道469号線と林道愛鷹線との交点を起点とし、同所から同林道を1km程南進し標高917.8m地点に至り、同所から沢沿いを北進し林道ヌカリヤ線に至り、同所から同林道に沿って200m西進した地点に至り、同地点を北進してヌカリヤ沢に至り、同所から北進し国道469号線に至り、同所から同国道に沿って1.1km程西進し北側植林地のヒノキを1本通り抜いてある地点（ガードレールに赤色のペイント）に至り、同所から植林境を北進し作業道西久保線に至り、同所から同作業道を100m程北進し市有林境に至り、同所から北北東に200m程進み市有林境に至り、同所から北北西に100m程進み林道板小屋線に至り、同所から同林道を北進し林道富士山麓線に至り、同地点から同林道に沿って北西に進み富士山南鳥獣保護区との境界に至り、同地点から同境界に沿って東進し富士市と裾野市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み林道板小屋線に至り、同地点から同境界と別れ500m程南進し林道富士山麓線に至り、同地点から同林道に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

14. 丸火鳥獣保護区

県道富士七色石裾野線以南の溶岩地で囲まれた丸火自然公園の区域。

15. 愛鷹山西鳥獣保護区

越前岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳を結ぶ稜線以西の内山土砂流出防備保安林と須津山水源かん養保安林の天然林一円の区域。

16. 御殿場鳥獣保護区

市道0114号線と県道御殿場箱根線との交点を起点とし、市道0114号線に沿って北東に進み、市道1821号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道1847号線との接点に至り、同線を東進し、富士カントリークラブゴルフ場南端に至り、同地点から同ゴルフ場の山境に沿って北東に進み、小山町との境界線（大塚山）に至り、同地点から同境界線に沿って南東に進み、神奈川県との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って南西に進み、箱根鳥獣保護区との接点に至り、同地点から同保護区境に沿って西進し、県道御殿場箱根線との接点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道0225号線との接点に至り、同地点から同線に沿って西進し、東田中3207番地先に至り、同地点から山境に沿って北西に進み、東田中2070番2地先に至り、同地点から市道0225号線を北進し、市道0116号線との接点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道0114号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

17. 富士山南鳥獣保護区

静岡県富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市及び駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署1林班から501林班まで（207林班を除く。169、170、171、210、198、199及び200林班は、林道富士山麓線より以北まで）及び富士宮市人穴640−2から640−37までの市有林を含む養鶏団地内の区域。

18. 伊豆市修善寺鳥獣保護区

伊豆市修善寺字半径寺山地内の伊豆市道110003号線と伊豆市道210006号線の交点を起点とし、同地点から伊豆市道210006号線を南進し、伊豆市道310402号線に交わる。同地点から、伊豆市道310402号線を北進し、伊豆市道110003号線に交わり、同地点から伊豆市道110003号線を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

19. 田中山鳥獣保護区

市道大108号線と市道大3186号線の交点を起点とし、同地点から市道大108号線を東進し、市道大3129号線交点を経て田中山字不動原305番地に至り、同地点を南下し田中山298県有林境に至り、同境を同境に沿って進み、田中山273県有林に至る。同地点を南進し田中山629日本製紙株式会社所有地境に至り、同境を同境に沿って東進し、市道大3250号線に至る。同地点から同線を南進し、市道大212号線交点、田中山853-1県有林に至る。同境に沿って進み、伊豆森林計画第52・55・56林班の3林班境、日本製紙株式会社所有地境に至り、同境を北進し、同森林計画第52・54林班の2林班境を経て同境を北進し、市道大3250号線交点に至り、同線を北進し、市道大3252号線に至る。同地点から西進し、市道大3186号線に沿って進み、起点に囲まれた一円の区域。

20. 函南町鳥獣保護区

南箱根ダイヤランド検問所正面の町道2−11号線上の点を起点として、同地点から町道丹那1号線に沿って東進し、町道ダイヤランド198号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、同町道の終点に至り、同地点から30メートル東進し、沢に至り、同地点から同沢伝いに南進し、県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、伊豆の国市境に至り、同地点から同市境に沿って西進し、町道ダイヤランド19号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド67号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド68号線に至り同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド73号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド82号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤランド78号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤランド85号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド86号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド97号線に至り、同地点から同町道に沿って終点に進み、同地点から水平距離で70メートル北に、町道ダイヤランド88号線の終点に向かって進み、同地点から同町道に沿って東進し、町道2−11号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド221号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド223号線に至り、同地点から同町道に沿って350メートル東進し、同線左側の階段に沿って進み、町道2−11号線に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド90号線に至り、同地点から同町道に沿って南西進し、町道ダイヤランド91号線に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道ダイヤランド90号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド11号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道ダイヤランド7号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

21. 韮山町鳥獣保護区

市道韮1007号線の終点を起点として、同地点から同韮1007号線を西へ800m程進み奈古谷梅の木沢・冠石との境界以南100mに至り、同地点から北に直進し函南町境に至り、同地点から函南町境に東進しNTT電柱（通話支15左5）に至り、同地点から南進し南箱根グリンビュー（奈古谷字二之沢2219−60）東側の防火帯に至り、同地点から防火帯を東進し小松ヶ原別荘地南側の旧伊豆富士見パークウェイの中央パーキングに至り、同地点から北北東へ防火帯に沿って進み函南町境に至り、同地点から東へ500m進み県道135号線との交点に至り、同地点から南進し大沢池西側を通り市道韮1115号線（旧伊豆富士見パークウェイ）と県道135号線との交点にある防火帯に至り、同地点から防火帯に沿って東進し伊豆スカイラインとの交点に至り、同地点から伊豆スカイラインに沿って南進し旧大仁町境に至り、同地点から旧大仁町境に沿って西進し標点600.8mの旧北狩野村、旧大仁町、旧韮山村との交点（通称三方境）に至り、同地点から北八丁と上八丁の字境を南西に直進し林道中線と市道韮1036号線（通称棚製道路）との交点に至り、同地点から北西に進み市道韮2058号線の終点との交点に至り、同地点から北東に進み市道韮1031号線と市道韮611号線との交点に至り、同地点から市道韮611号線に沿って東進し富士見ニュータウン管理事務所を通り市道韮611号線と市道韮1005号線との交点に至り、同地点から市道韮1005号線に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

22. 天城高原鳥獣保護区

伊豆スカイラインにかかるカジカ沢橋を起点とし、伊豆スカイラインに沿って東進し、防火線との交点に至り、同地点から同防火線に沿って南進し、伊豆観光開発株式会社有地境に至り、同地点から同社有境に沿って防火線を南進し、アブラツボ沢及びタジマ沢を経て伊東市と東伊豆町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って沢を北西に進み、国有林境（天城鳥獣保護区）に至り、同地点から同境及び市、町境に沿って防火線を北西に進み、伊豆市との境界線に至り、同地点から国有林境に沿って北西に進み、社有地と接する国有林の北端に至り、同地点から社有地内道路に沿って南進し、カジカ沢の終点に至り、同地点から同沢に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

23. 天城鳥獣保護区

伊豆市と賀茂郡東伊豆町（万二郎岳から東へ200m）大字大川、奈良本の境界線との交点を起点とし、同地点から国有林界に沿って南西に進み738と737林班界に至る。同地点から林班界（地蔵堂歩道）に沿って西に進み738、727、728及び721林班界に至り、同地点から林班界を南に進み727、721、720林班界に至る。さらに南南西に進み、720のいとろ、719のいとろ、718のいとろ、いとほ林小班界をへて67コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から北西に進み710のいとろ、708のいとろ、707のいとろ、706のいとろ、705のろとは、704のろとは、701のいとろ、700のいとろ及び699のいとろ林小班界をへて698林班界に至り、さらに698、699林班界をへて白田林道と上佐ヶ野林道との交点に至る。同地点から上佐ヶ野林道に沿って南南西に進み676林班内の佐賀野入歩道に至る。同地点から佐賀野入歩道に沿って西北西に進み639、640林班界に至り、さらに歩道を西に進み638、637、641林班界に至る。同地点から637と641、642、634と643、644、633と644、645林班界をへて国道414号に至る。同地点から国道414号に沿って南南西に進み651林班の国有林界に至る。同地点から国有林界に沿って西に進み河津本谷林道との交点に至る。同地点から国有林界を南に進み276コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から西に進み280コンクリート杭（境界杭）に至り、同地点から国有林界に沿って北西に進み285コンクリート杭（境界杭）をへて292コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から国有林界に沿って南西に進み299コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から国有林界を北に進み604と605林班界交点から荻ノ入川を北北西に進み589と590、597林班の交点に至り594と597、595林班界をへて猫越峠に至る。同地点から594のいとろ、592のいとろ林小班界をへて592、591林班界に至る。同地点から592と591、442と443林班界を北西に進み滝見林道との交点に至る。同地点から滝見林道に沿って北西に進み、主要地方道伊東西伊豆線に至る。主要地方道伊東西伊豆線に沿って北西に進み由伏峠（西伊豆町）に至る。同地点から国有林界に沿って北東に進み775コンクリート杭（境界杭）及び782コンクリート杭（境界杭）をへて三角点（993.3m）に至る。同地点から国有林界に沿って西北西に進み仁科峠に至り、同地点から国有林界に沿って北北西に進み主要地方道伊東西伊豆線との交点に至る。同地点から主要地方道伊東西伊豆線に沿って北北東に進み猫越林道分線との交点に至る。同地点から猫越林道分線に沿って進み猫越林道支線との交点に至る。同地点から猫越林道支線を北東に進み桐山林道をへて桐山峠に至る。同地点から72、96、76、93林班界との尾根に沿って北東に進み国有林界（三角点）に至る。同地点から国有林界に沿って進み234コンクリート杭（境界杭）をへて本谷川に至る。同地点から国有林界に沿って西南に進み浄蓮滝境に至る。同地点から93林班界に沿って北西に進み93、94林班界に至る。同地点から94林班界を南に進み本谷川に至る。同地点から本谷川に沿って南西に進み桐山林道との交点に至り、同地点から桐山林道に沿って東に進み、国道414号との交点に至る。同地点から国道414号に沿って南南東に進み国道414号（旧道）をへて本谷林道との交点に至る。同地点から林班界の沢に沿って北東に進み133及び134林班界をへて本谷歩道に至る。同地点から本谷歩道に沿って北北西に進み下り八丁池歩道との交点をへて210、211及び251-1林班界に至る。同地点から林班界を北東に進み251-1、210、211、251-2及び213林班界をへて上井屋歩道との交点に至る。同地点から林班界を東に進み251-2、238及び、239林班界をへて戸塚歩道との交点に至り、さらに251-3、240林班界をへて小岳歩道と遠笠山歩道との交点に至る。同地点から小岳歩道に沿って北北東に進み、248、254及び255林班界に至り、さらに254、255林班界に沿って北北東に進みカラ沢と本沢との交点に至る。同地点からカラ沢（林班界）に沿って南南東に進み地蔵堂林道との交点をへて天城林道に至る。同地点から天城林道に沿って北東に進み、管引林道と川の入歩道との交点に至る。同地点から遠笠歩道を南に進み288、289林班界に至る。同地点から288、289林班界に沿って東に進み294林班界管引川の沢に至る。同地点から管引川の沢に沿って北北東に進み管引川とドミキ沢との交点に至る。同地点からドミキ沢に沿って東南東に進み298、300林班界をへて国有林界（石標552）に至る。同地点から国有林界に沿って南東に進みコンクリート杭（563）をへて天城、河津との国有林界に至る。同地点から国有林界を南東に進み万二郎岳（1,309.0m）をへて起点に至る線で囲まれた区域。

24. 裾野市聖心鳥獣保護区

東名高速道路ボックス（御殿場65）を起点として東名高速道路沿いに南南西に1,150m進み、市道2134号線との交点に至る。同地点より市道2134号線を北西に200m進み、市道2097号線の起点に至り、同地点より市道2097号線を西北西に900m進み市道2129号線との交点（東名カントリーゴルフ場用地との境）に至る。同地点より市道2129号線（東名カントリーゴルフ場外周道）に沿って道なりに1,500m進み、市道2108号線との交点に至る。同地点より東名カントリーゴルフ場に沿って北西に1,000m進み、市道2137号線と市道2140号線との交点に至る。同地点より市道2137号線を東南東に100m進み、竜沿いの沢（通称下の沢）に至り、同地点より東南東に3,000m進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

25. 日本ランド鳥獣保護区

裾野市須山山口地先忠ちゃん牧場から、市道4155号線を北西に約1km進み、（株）富士リゾートアメニティ分譲地を起点とし、西に（株）富士リゾートアメニティ所有地柵に沿って進み、八幡自然公園を経て更に（株）富士リゾートアメニティ所有地境に沿って北東に進み、市道4165号線を経て裾野市と御殿場市の境界線に至り、同所より同境界線に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域と市道4165号線内の旧日本ランド有料道路料金所を境に東西10mm幅、長さ1kmを市道4165号線に沿って北に進み、弁当場に至りそれより更に北西に進み、黒塚を経て西黒塚に至り、同所より南に下り通称ヌカリヤ管林を経て弁当場を結んだ富士リゾートアメニティの所有地を区域とする。

26. 須走鳥獣保護区

駿東郡小山町須走地内の須走浅間神社を起点とし、須走口登山道に沿って西進し、陸上自衛隊富士学校射撃場入口分岐点に至り、同地点から大字須走字ぜんだな487番地の2の地点を直線で結び、この地点から国道138号に沿って東進及び南進し、字大屋根492番地の1に至り、同地点から中駿道路に沿って東進し、字桜沢99番地の1の東端に至り、同地点から尾根に沿って南進し、伊奈神社に至り、同地点から町道文京道路を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

27. 大河内鳥獣保護区

静岡市葵区有東木字亀尻1191の3番地（正木峠）を起点とし、旧大河内村と旧梅ヶ島村との境界線を東進し、山梨県との境界線の尾根に至り、同地点から同尾根に沿って南進し、真富士山を経て旧大河内村と旧静岡市との境魔鰈沢に至り、同地点から同沢に沿って南進し、葵区横山字舟久保372の1に至り、同地点から標高800mの等高線に沿って北進し、白沢に至り、同地点から同沢に沿って東進し、標高1,100mの地点に至り、同地点から標高1,100mの等高線に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

28. 久能山鳥獣保護区

静岡市駿河区根古屋地内の駿河区と清水区の境界線と国道150号線の交点を起点として、同国道を西進し市道大谷久能線との交点に至り、同地点から同線を西進し柳沢川との交点（静岡市駿河区根古屋字丸子644番地先）に至り、同地点から同川の沢に沿って北上し清水区との境界線（静岡市駿河区根古屋字水滴谷673番地先）に至り、同地点から同境界線に沿って東進し、さらに南進し起点に至る一円の区域。

29. 有度山鳥獣保護区

静岡市駿河区根古屋838番地を起点として、同地点からガレ沿いに西進し、同安居110番1番地、同古宿286番1番地、同青沢293番1番地、同中平松323番地、同西平松517番1番地を経て、同大谷三丁目9番12号に至り、同地点から市道大谷上地区函29号線を西進し、同16号線を経て、主要地方道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同道に沿って北進し、市道大谷街道線との交点に至り、同地点から同道に沿って北進し、市道御金園吉田線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道草薙駅通1号線、同4号線、同2号線、同3号線を経て、一般県道静岡草薙清水線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道吉川旧東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道上原旧東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道上原一丁目1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道馬走1号線を経て、市道有東坂有東山腹線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道有東坂二丁目1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道村松堀込2号線を経て、市道船越町4号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、市道北矢部5号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道北矢部1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道北矢部4号線を経て、市道村松堀込2号線の交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、一般県道駒越富士見線に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道竜華寺下1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道旧道日本平線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、一般県道駒越富士見線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、国道150号線（現道）との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、久能山鳥獣保護区境に至り、同地点から同保護区区境に沿って北進又は南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

30. 谷津山鳥獣保護区

静岡市葵区音羽町27番14号静岡市消防団静岡第7分団音羽町詰所前を起点として、詰所西側の市道横内町東町線を北西進し、市道春日町沓谷二丁目線との交点に至り、同所から同市道沿いに葵区沓谷1丁目沓谷霊園方面に進み、静岡市立東中学校グランド前を過ぎ、葵区沓谷2丁目の旧静岡陸軍墓地前を過ぎ、蓮永寺をさらに東進する。葵区沓谷3丁目須賀神社から山沿いに農道を愛宕神社前参道からさらに東進、山沿いに進む。葵区沓谷4丁目23番地19号の角地に進む。愛宕霊園前の川沿いに東進、宗長寺他5寺前の市道沓谷2号線を通過し、県道山脇大谷線の交差点に至り南東に進み葵区長沼町2丁目15番9号地先に至り、この角地から市道長沼町6号線に入り西進し、市道沓谷長沼線を経由して市道長沼11号線に至る。同市道を南進し、静岡県立科学技術高等学校北側外壁沿いに市道長沼11号線を南西に進み、静岡鉄道株静岡清水線（電車線）に至る。ここから線路沿いに南進する。静岡県護国神社前を通過、さらに静岡鉄道柚木駅前、春日町駅前を通過し、音羽町駅前に至る手前の市道横内町東町線を北西進し、音羽町清水寺前を進み、起点の詰所前に至る、谷津山全山を囲む一円の区域。

31. 洞慶院鳥獣保護区

静岡市葵区羽鳥1844洞慶院老梅林園前の市道羽鳥久住奥1号線を起点とし、同地点から山道に沿って北東に峠（通称牧越し）まで進み、同地点から山道に沿って南西に進み、鋼休場山に至り、同地点から山道に沿って東に進み、小峯に至り、同地点から尾根に沿って南進し、国道1号線バイパス側面に至り、官民境界に沿って南西に進み、大門橋との交点に至り、同地点から市道羽鳥建穂1号線に沿って北西に進み、市道羽鳥洞慶院1号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた円の区域。

32. 賤機山鳥獣保護区

静岡市葵区宮ヶ崎町102番地浅間神社前を起点とし、市道麻機街道線に沿って北進し、県道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、新桜峠トンネルを経て県道井川湖御幸線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道浅間神社前線との交点に至り、同地点から起点に至る線で囲まれた一円の区域。

33. 藤枝市市民の森鳥獣保護区

69林班いの8-1の北端を起点として、旧藤枝市と旧岡部町との境界線に沿って、尾根伝いに南下し、72林班いの21の南端に至り、同地点から西斜面を下って同林班はの8の西端に至り、同地点から沢沿いに北東へ進み、瀬戸ノ谷5498を経て、71林班との境界に至り、71林班ろの18と19の境、10と11の境に沿って北進し、同林班いとろの境を北東に進み、瀬戸ノ谷7805を経て、70林班はの16の西端に至り、同林班ろとはの境まで北東に進み、同林班ろの11と13の境を通って、瀬戸ノ谷7820-1を経て、同林班いとろの境に至り、同地点からの境に沿って北上し、瀬戸ノ谷7832-1を通って、69と70林班との境界線に沿って南西に進み、69林班いの22を通り、32へ向かって西へ進み、31を通って同林班いとにの境界に沿って北進し、19−1を通って起点に至る線で囲まれた一円の区域。

34. 井川湖鳥獣保護区

山伏山頂を起点とし、同地点から尾根に沿って南に進み、篠山山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、井川峠を経て、アツラ沢の頭山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、勘行峰山頂に至る。同地点から牧道に沿って南西に進み、磯尾峰(旧井川村・旧玉川村の境界)に至り、同地点からさらに牧道に沿って西に進み、市道開拓1号線の接点に至る。同地点から市道開拓1号線を南西に進み、大日峠（市道開拓1号線、同3号線、県道井川湖御幸線との接点）に至る。同地点から県道井川湖御幸線に沿って南に進み、旧県道井川静岡線（大日古道）との交点に至る。同地点から旧県道井川静岡線（大日古道）を北に進み、旧大日峠（徳川家康お茶壷屋敷跡）との接点に至る。同地点から尾根に沿って井川高原自然歩道を南西に進み、富士見峠に至る。同地点から同地点と交わる県道南アルプス公園線に沿って北に進み、林道小河内川線との接点に至る。同地点から林道小河内川線に沿って北東に進み、林道小河内川線と135林班と133林班の境界線の重なる区間が終わる点に至る。同地点から135林班と133林班の境界線を北西に進み、135林班と134林班の境界線を経て、135林班と134林班と井川湖の境界点に至る。同地点から134林班と井川湖の境界線を北東に進み、134林班と井川湖と131林班の境界点に至る。同地点から134林班と131林班の境界線を南東に進み、134林班と132林班の境界線を経て、134林班と132林班と133林班の境界点に至る。同地点から132林班と133林班の境界線を南東に進み、132林班と133林班と130林班（県有地及び市有地）の境界点に至る。同地点から132林班と130林班の境界線を北に進み、131林班と130林班の境界線及び129林班と130林班の境界線を経て、129林班と130林班と123林班（県有地）の境界点に至る。同地点から129林班と123林班の境界線を西に進み、123林班と128林班の境界線、123林班と127林班の境界線、123林班と126林班の境界線、122林班（県有地）と126林班の境界線、121林班（県有地）と126林班の境界線、121林班と124林班の境界線、120林班（県有地）と124林班の境界線、120林班と116林班の境界線、119林班（県有地）と116林班の境界線を経て、118林班と116林班と117林班（県有地）と115林班の境界点に至る。同地点から117林班と115林班の境界線を北東に進み、117林班と114林班の境界線を経て、117林班と114林班の境界線と林道勘行峰線の交点に至る。同地点から林道勘行峰線を北に進み、林道勘行峰線と林道井川雨畑線の交点に至る。同地点から林道井川雨畑線を東に進み、山伏峠に至る。同地点から尾根に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

35. 樫島鳥獣保護区

静岡市葵区田代字鳥森山1301の1番地赤石渡を起点として、大井川本流沿いに北に進み、滝見橋に至りそれより林道東俣線と鳥森山の境界線に沿って南に進んで赤石沢橋に至り、赤石沢の左岸を経由し更に南進し赤石ダム堰堤左岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

36. 東海自然歩道静岡鳥獣保護区

竜爪山薬師岳を起点として、同地点から旧清水市との境界線に沿って北東進し、葵区平山字北沢1836に至り、同地点から北沢に沿って北東進し、葵区平山字北沢1851、葵区平山字コリトリ場1619を経て林道則沢線に入り、更に南進し、同林道の起点に至り、同地点から中沢に通じる山道に沿って西進し、葵区牛妻字中沢1343に至り、同地点から安倍川を渡り葵区油山字大下山1513−1に至り、同地点から県道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、井戸沢に至り、同地点から同沢に沿って尾根まで北西進し、同尾根に沿って西進し、大段を経て葵区油山字ホソオ2150に至り、同地点から沢沿いに西進し、県道大川静岡線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、大沢に至り、同地点から同沢に至って西進し、尾根に至り、同地点から山道に沿って南西進し、高山に至り、同地点から尾根に沿って西進し、林道大沢山線の起点に至り、同地点から同林道に沿って北進し、更に山道に沿って南西進し、水見色と国土交通省無線中継所を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道に沿って北西進し、葵区坂本字横山638に至り、同地点から旧清沢村43林班と44林班境に沿って西進し、NTT専用道との交点に至り、同地点から葵区坂本字ヒカゲ豆地660−1、葵区坂本字基ノ木段676−1を経て、葵区寺島字ヒカゲ104に至り、同地点から旧清沢村45林班と46林班境に沿って西進し、葵区鍵穴字ゾウバカセ816に至り、同地点から更に沢沿いに南進し、葵区寺島字ナシノキ625−9に至り、同地点から山腹に沿って南進し、県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、炭沢橋に至り、同地点から藁科川を渡り尾根沿いに南西進し、旧清沢村34林班と35林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南東進し、藁科川を渡り県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、更に清沢小学校北側の尾根に沿って北進し、旧清沢村33林班と35林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北進し、葵区相俣字ナカノハタケ326−1に至り、同地点から上相俣に向かって山道を南西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、葵区相俣字奥関山381に至り、同地点から尾沢戸橋を渡り歩道コマクリ街道に沿って南進し、葵区黒俣字ウツボ沢1153、葵区黒俣字ミコワセ1190を経て山道に至り、同地点から同山道に沿って南西進し、旧清沢村12林班と13林班との交点に至り、同地点から同境に沿って西進し、葵区黒俣字豆地1608−1に至り、同地点から山道に沿って南西進し、葵区黒俣字ナカヒカゲ1612、葵区黒俣字井ノ向1941−1、葵区黒俣字桜ノ久保1997−1を経て葵区黒俣字大根山2006に至り、同地点から山道に沿って北西進し、旧清沢村17林班と14林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南西進し、14林班と16林班境、15林班と16林班境を経て静岡市と藤枝市との境界線との交点に至り、同地点から同境界線に沿って西進し、清笹峠を経て更に川根本町と静岡市の境界線に沿って北進し、旧清沢村17林班と18林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北進し、葵区黒俣字ヨコゾレ2282−1に至り、同地点から葵区黒俣字寺平1785−1を経て葵区黒俣字井戸奥1393に至り、同地点から山道に沿って南東進し、葵区黒俣字茶畑ノ段1244−2に至り、同地点から山道に沿って北進し、旧清沢村21林班と22林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南東進し、磐龍寺に至り、同地点から国道362号を越え東進し、氷川に至り、同地点から氷川に沿って北進し、向外戸橋に至り、同地点から尾根道に沿って東進し、高圧線が交差する点に至り、同地点から旧清沢村32林班と35林班境、35林班と36林班境に沿って北進し、葵区鍵穴字本村363−1に至り、同地点から藁科川を渡り坂本川に沿って東進し、葵区寺島字軒山599−1に至り、同地点から山腹に沿って北東進し、葵区坂本字シンナシ186−1、葵区坂本字大前359、葵区坂本字石ノホツ407を経て葵区坂本字大石の元486に至り、同地点から尾根道に沿って北東進し、葵区坂本字ゴトロワキ442−1に至り、同地点から旧美和村と清沢村境に沿って北進し、突先山に至り、同地点から尾根に沿って北進し、釜石峠に至り、同地点から沢沿いに南東進し、県道大川静岡線の終点に至り、同地点から同県道に沿って南東進し、ヨリン沢に至り、同地点から同沢に沿って北進し、山道を経て林道相沢線の終点に至り、更に山道に沿って北進し、村越峠に至り、同地点から尾根に沿って南東進し、油山に至り、同地点から尾根に沿って北東進し、葵区油山字奥山2335−210に至り、同地点から尾根に沿って南東進し、日向山を経て県道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、竜西橋を経て県道井川湖御幸線に至り、同地点から同県道に沿って北進し、葵区牛妻字シャクジ沢603−12に至り、同地点から通称天神沢沿いに東進し、天神の滝を経て葵区平山字井戸1037−1に至り、同地点から尾根沿いに東進し、旧清水市との境界線との交点に至り、同地点から旧境界線に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

37. 大楽窪鳥獣保護区

県道富士由比線と東海道新幹線の交差する地点、富士市中之郷字大楽窪2,531番地の1を起点とし、県道富士由比線に沿って南に進み、市道新坂線との交点静岡市清水区蒲原一丁目4,496番7に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、静岡市清水区蒲原一丁目4,486番4に至り、同地点から更に市道新坂線(旧東海道)に沿って北西に進み、東名高速道路と交差する地点に至り、同地点から同高速道路に沿って北に進み、市道幸町小池線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、東海道新幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

38. 千葉山鳥獣保護区

尾川835-432番地を起点とし、農道に沿って南進し、三俣農道との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、小笹薮農道との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道尾川上伊太線との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、島田ゆめ・みらいパークに至り、同施設の敷地北側に沿って山道を北西に進み、旧代3号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、どうだん原線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、市道千葉後畑線、後畑1号線、旧吉備知後畑線を経て、県道焼津森線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、藤枝市との境界に至り、同地点から同境界線に沿って南進し、県道伊久美元島田線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、市道千葉開東田線との交点に至り、同線を北西に進み、市道尾川千葉線との交点に至る。同地点から同線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

39. 東海自然歩道志太鳥獣保護区

島田市伊久美286の送電線鉄塔を起点とし、同地点から島田市と藤枝市の市境を北進し島田市伊久美274と伊久美272との交点に至り、同地点から西進し伊久美川との交点に至り、同河川を南進し治山ダム（昭和39年度復旧治山事業）に至り、同地点から西進し治山ダム(平成13年度復旧治山白井工事No.2谷止工)に至り、同地点から北進し島田市笹間下1854、伊久美103、伊久美105との交点に至り、同地点から尾根に沿って西進し林道大森線に至り、同線を西進し西向沢との交点に至り、同地点から西進し島田市道水ノ久保線と農道との交点に至り、同地点から西進し大森上河内農道との交点に至り、同農道を南西に進み旧島田市と旧川根町の市町境に至り、同境界を北進し江松峠に至り島田市道西向江松峠線を南進し島田市笹間下2373、笹間下2365、笹間下2378との交点に至り、同地点から尾根に沿って北東に進み不動沢を経て大平川に至り、同河川を東進し笹間下1452-1、笹間下1863-2、笹間下1863との交点に至り、同地点から尾根に沿って南進し笹間下1863-2、笹間下1868、笹間下1866との交点に至り、同地点から東進し治山ダム（昭和53年度復旧治山谷止工）に至り、同地点から矢ノ沢線を南進し林道大森線に至り、同線を北東に進みヘアピンカーブに至り、同地点から東進し治山ダム（平成15年度復旧治山事業No.1谷止工）に至り、同地点から井戸川沢を東進し林道清笹高根線に至り、同線を東進し島田市と藤枝市の市境に至り、同境界を東進し静岡市と藤枝市の市境に至り、同境界を東進し藤枝市瀬戸谷8743-5と瀬戸谷8550との交点に至り、同地点から尾根に沿って南進し地蔵沢に至り、同沢を南進し藤枝市道8地区126号線との交点に至り、同線を南進し送電線との交点に至り、同地点から送電線に沿って南西に進み千峰沢との交点に至り、同沢を南東に進みマスキ沢との交点に至り、同沢を南進し蔵田橋との交点に至り、同地点から主要地方道藤枝黒俣線を南下し県道蔵田島田線に至り、同線を西進し高根沢との交点に至り、同沢を北西に進み送電線との交点に至り、同地点から送電線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

40. 千頭水窪鳥獣保護区

静岡県浜松市天竜区水窪町所在国有林天竜森林管理署703林班北端(長野県境)を起点として、同所から県境を北東に進み光岳山頂に至り、同所から川根本町と静岡市との境界線を南進し静岡森林管理署870林班南端に至り、同所から国有林と民有地の境界を西進し同森林管理署869林班所在野代道林宿舎に至り、同所から同森林管理署866林班に至る林内歩道を西進し栗代林道との交点に至り、同所から同林道を南進し同森林管理署868林班と民有地の西側の境界に至り、同地点から国有林と民有地の境界を北進し同森林管理署837林班南端に至り、寸又川を経て同森林管理署601林班北端に至り、民有地との境界を南進し主要地方道川根寸又峡線との交点に至り、同所から同線を西進し大間川林道との交点に至り、同所から同林道を西進し同森林管理署666林班と667林班の林班界との交点に至り、同所から666林班と667林班、670林班と667林班、669林班と667林班、669林班と668林班の各林班界を北進し669林班東端に至り、同所から寸又峡を北進し同森林管理署681林班東端に至り、同所から681から686まで及び688から690までの各林班界(南側)を南西に進み黒法師岳山頂に至り、同所から川根本町と浜松市との境界線を南進し浜松市天竜区水窪町と同市同区春野町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し天竜森林管理署443林班西端に至り、同所から国有林と民有地との境界線を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

41. 大代鳥獣保護区

八高山を起点とし掛川市と島田市との境界線に沿って八高山の尾根伝いに北西に進み旧川根町と旧島田市との境界線との交点に至り、同線に沿って北東及び南東へと進み、標高524mの地点を通過し、その尾根に沿って南進し、白光川との交点に至る。ここから尾根伝いに南進しさらに南西へと進み八高山へ登る登山道との交点に至り、そこから登山道に沿って標高580mの地点を通り尾根に沿って南南東へと進み再び尾根に至り、そこからその尾根に沿って南下し、尾根の中腹より西及び南西へと進み、掛川市との市有林との交点に至りその市有林と民有林との境界線に沿って進み暗沢林道との交点に至りそこから北西へと進み再び掛川市の市有林に至り、そこから市有林と民有林との境界線に沿って進み再び暗沢林道との交点に至り、そこから北西へ進み黒俣林道の手前まで進み、さらに北東に進み白光神社を通過し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

42. 東海自然歩道川根鳥獣保護区

川根町抜里、大井川鐵道抜里駅を起点とし、これより大井川鐵道本線に沿って南進し獅子トンネルに至り、同地点から東進し大井川を経て川根中学校グラウンド北端に至り、同地点からグラウンド境を南東に進み市道町民グラウンド線との交点に至り、同線を南西に進み農道身成支線第四号線との交点に至り、同線を南東に進み主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同線を南進し農道身成支線第一号線との交点に至り、同線を南東に進み産土神社を経て廻之内沢に至り、同地点から沢に沿って東進し林道中山線との交点に至り、同所から更に沢に沿って東進し送電線との交点に至り、同地点から送電線に沿って南進し川根町身成3627-1番地の鉄塔に至り、同地点から東進し寺沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み大蔵連沢簡易水道取水ダムに至り、同地点から北東に進み井沢治山ダムに至り、同地点から北東に進み農道中山線との交点川根町身成4160-1番地に至り、同地点から北東に進み松間沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み林道松間沢線との交点川根町笹間下2755-1番地に至り、同線を北東に進み川根町笹間下2847-1番地に至り、同地点から北東に進み西沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み市道一色線と身成川砂防堰堤との交点に至り、同線を北進し次に南進して川根町笹間下3345-1番地に至り、同地点から北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3463-1番地に至り、同地点から川根町笹間下3466-1、3463-1、3467-1、3475-2、3476-1番地の山林境を北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3476-1番地に至り、同地点から川根町笹間下3476-1番地の山林境を東進し市道一色線との交点川根町笹間下3476-1番地に至り、同地点から北進し旧島田市と旧川根町の境界線川根町笹間下3288-5番地に至り、同地点から境界線を南進し林道大森上河内線との交点に至り、同線を西進し私道との交点川根町笹間下2536-1番地に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下3098番地を経て法定外道路に至り、法定外道路を南進し市道宮沢線との交点に至り、同線を西進し普通河川宮沢川に架かる私道橋との交点に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下2944-1番地に至り、同地点から南西に進み、向の沢最上流治山ダムに至り、同地点から南西に進みNHK共聴アンテナ、下り沢不動の滝上流の堰堤を経て節分沢治山ダムに至り、同地点から南西に進み、川根町笹間下2692-3番地に至り、同地点から山林境を南進し川根町身成4396-1番地に至り、同地点から南西に進み山ノ神社に至り、同地点から南西に進み川根町身成4276-1番地の山林境を西進し、更に川根町身成4413-5番地の山林境を西進し市道島川線に至り、同線を西進し島川橋に至り、同地点から身成川左岸を西進し主要地方道島田川根線に至り、同線を西進し市道原西線との交点に至り、同線を西進し川根町身成2812番地と3255-1番地との境を経て大井川左岸に至り、同地点から南西に進み大井川を経て家山側右岸に至り、同地点から同川に沿って西進し、切山川との交点に至り、同地点から同川沿いの尾根に沿って西進し、林道明ヶ島線との交点を経て南西に進み、その後再び明ヶ島線との交点に至り、同線を西進し、森町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、浜松市天竜区春野町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、尾根沿いの山道との交点字ホウホツ4133番地に至り、同地点から同山道に沿って南東に進み、市道雲見線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、字ココンゾウレ3544番地に至り、同地点から尾根まで南進し、尾根から同尾根に沿って東進し、主要地方道藤枝天竜線との交点、字タカ子3167-2番地に至り、同地点から東進し、同線及び鳥之瀬橋を経て尾根との交点八幡3558-3番地に至り、同地点から同尾根に沿って東進し、尾根沿いの山道との交点、字八幡3480-4番地に至り、同地点から同山道に沿って南東に進み、字沢山1809番地に至り、同地点から更に同山道に沿って東進し、市道絵下原線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、国道473号との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道抜里停車場線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

43. 東萩間鳥獣保護区

国道473号線と県道菊川榛原線との交点の牧之原市牧之原大曲を起点として、同地点から県道菊川榛原線に沿って南東に進み市道東萩間58号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み萩間川東萩間久保田橋を経て、国道473号線と市道東萩間59号線との交点に至る。同地点から、市道東萩間59号線に沿って西進し、市道西萩間1号線を南下して、市道西萩間本線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、県道浜岡菊川線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み市道東萩間33号線との交点に至る。同地点から同線に沿って北東に進み、市道八十原仁王辻線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み国道473号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

44. 菅ヶ谷鳥獣保護区

牧之原市菅ヶ谷主要地方道相良大須賀線と市道菅ケ谷64号線との交点を起点として、主要地方道相良大須賀線に沿って北西に進み、主要地方道相良大須賀線上の菊川市との市境に至り、同地点より菊川市境に沿って北進し、市道菅ケ谷1号線上の菊川市境に至る。同地点から同線に沿って南東に進み、市道女神時ケ谷線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道菅ケ谷本線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、菅ケ谷川新大向橋を経て南西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

45. 佐倉鳥獣保護区

新野川に架かる新川橋を起点とし、同地点より市道4008号線を北進し、更に同線を東進し、市道4001号線との交点に至り同地点より同線を南進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4−11号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4451号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4−10号線との交点に至り、同線を南進し、雨垂中田線222号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、大兼宮内線217号線との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池線218号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、県道大東相良線との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池大兼線216号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

46. 遠州灘鳥獣保護区

掛川市と袋井市との境界線と国道150号線との交点を起点とし、国道150号線に沿って東進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同地点から同線を北上し、県道相良大須賀線との交点に至る。同地点から同線を東進し、県道大東相良線との交点に至って同地点から同線を東進し、御前崎市道2018号線との交点に至り、同地点から同線を南進して国道150号線との交点に至り、同地点から同線を東進し御前崎市道103号線との交点に至る。同地点から同線を北進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進して相良町との境界線部界橋に至り、同地点から同境界に沿って南進し御前崎市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って東進し県道御前崎堀野新田線との交点に至る。同地点から同線に沿って東進し御前崎市道267号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道255号線との交点に至り、同地点から同線を東進して港湾敷地に至る。同敷地沿岸を南下し海岸線に沿って南東に進み御前崎半島突端部元根島岸を経て西進し、掛川市、袋井市を経て磐田市に入り、天竜川河口左岸に至り、同地点から同川左岸に沿って北進し、市道掛塚塩新田幹線の延長線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道掛塚90号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道豊岡掛塚線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西へ進み、市道掛塚駒場幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東へ進み、市道豊岡駒場幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道駒場南北線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道駒場108号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道駒場大中瀬線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道南平松13号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、松林との交点に至り、同地点から松林に沿って東進し、市道小中瀬13号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域境界線に至り、同線沿いに東進し、市道大中瀬25号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、同線の延長線と仿僧川右岸との交点に至り、同地点から仿僧川に沿って東進し、太田川河口と豊浜を流れる前川左岸の延長線との交点に至り、同延長線上に沿って前川左岸を東進し、袋井市との境界線に至り、同地点から境界線に沿って北進し、国道150号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

47. 佐鳴湖鳥獣保護区

佐鳴湖の湖面のみ。

48. 舘山寺鳥獣保護区

舘山寺の鳥ヶ岩の最西端を起点とし、浜名湖内水面を北進して黒岩崎最西端に達し、同地点より湖岸沿いに浜名湖大橋を迂回して旧細江町との境界線まで東進し、更に同境界線を東進して主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同交点より主要地方道細江舞阪線を南進して市道大山呉松線との交点に至り、同交点より市道大山呉松線を西進して主要地方道舘山寺鹿谷線に至り、同地点より主要地方道舘山寺鹿谷線を西進し、更に市道舘山寺50号線を西進して湖岸線に至り、同地点を北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

49. 磐田原鳥獣保護区

富里大久保線と大久保見付幹線との交点を起点とし、同地点から大久保見付幹線に沿って北進し、向笠新屋匂坂中幹線との交点に至り、同地点から匂坂上32号線を北進し、県道浜松袋井線との交点に至り、同地点から匂坂上31号線を北進し、大久保寺谷線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、県道横川磐田線との交点に至り、同地点から同線沿いに北進し、藤上原1号線との交点に至り、同地点から県道横川磐田線を東進し、藤上原岩井幹線との交点に至り、同地点から袋井市との境界を農道に沿って南進し、藤上原19号線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、藤上原32号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、藤上原岩井幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保74号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保80号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠新屋見付幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠西大久保幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに西進し、富里大久保線との交点に至り、同地点から同線沿いに西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

50. 油山鳥獣保護区

油山寺門前を起点とし、同地点から市道油山線に沿って南に進み、袋井市大字村松字神前2の7番地に至り、同所から農道に沿って東に進み、大字村松字石原沢との境界に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、袋井市と掛川市との境界に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、大字村松と大字宇刈の境界に至り、同地点を左折し、同境界線に沿って西に進み、大字村松字神子ヶ谷1,548の1番地西北端に至り、同所から大字村松字神子ヶ谷と字町ヶとの境界に沿って南に進み、字神子ヶ谷1,545の1番地に至り、同地点から農道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

51. 県立森林公園鳥獣保護区

浜松市浜北区大字四大地8の6番地を起点とし、県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西に進み、市道六本松都田平線との交点大字四大地8の1番に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、主要地方道浜北三ヶ日線との交点大字四大地262番地に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道山下上の前3号線との交点大字宮口288の1番地に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道高根下大沢線との交点大字尾野高根山下2,710番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、国道362号線との交点大字尾野高根山下2,582の1番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道大岩源ノ御所線との交点大字根堅1,988の4番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道接待座ヶ崩神社線との交点大字根堅4,134番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、大字根堅2,608番地に至り、同地点から独立行政法人国立病院機構天竜病院に通ずる道路に沿って西進し、県有林境に接する地点に至り、同地点から同境に沿って、更に南西に進み林道尾野線との交点大字尾野2,902番地に至り、同地点から林道尾野線に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

52. 松見ヶ浦鳥獣保護区

洲ノ鼻南端の湖西市利木スノハナ499-2の南端と浜名湖面との接点を起点とし、同地点から同湖面を直線に南進し、字津山北端の同市入出高山874-78の北端と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って西進し、同市入出瀬田脇1790-2と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って北進し、同市大知波川岸1317-1と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って東進し、同市利木赤羽根484-3と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。